

宛

※裏面もご確認ください。

◇就労証明書の作成にあたって◇

この証明書は、保育を必要とする事由の証明、利用調整（入所選考・継続利用）の際の資料となるため、勤務先の担当者が事実のとおりにご記入ください。記入漏れ部分や証明内容について、訂正や追記をご依頼することになります。また、必要に応じて電話や訪問調査等で確認する場合がありますので、ご了承ください。

◇記載要領について◇

本市の就労証明書のデータ、記載要領を本市ホームページに掲載しています。
その他ご不明な点は、下記問い合わせ先までご連絡ください。



◇問い合わせ先◇

阪南市こども未来部こども政策課 保育・幼稚園担当
TEL:072-489-4518(直通)